



# 医療福祉相談室 だより

2012年6月  
第8号

障害年金についてご存知ですか？一般的に年金は高齢になってから貰うものという印象があると思いますが、障害年金は病気やケガが原因で障害者になった時に生活保障として給付される公的年金の事をいいます。今回はまず公的年金の制度概要をご説明致します。

## 公的年金制度の仕組み

公的年金とは、現役世代が年金保険に強制加入することで高齢者の生活を支えるという「世代間扶養」によって安定した老後の所得保障を確保する目的で制度化されたものです。

### 公的年金の種類

わが国の公的年金制度は、①国民年金 ②厚生年金 ③共済年金 の3つに大別されます。それぞれの職業に就いているかによって加入する年金制度が異なります。

国民年金：日本国内に住む20歳以上60歳未満のすべての者

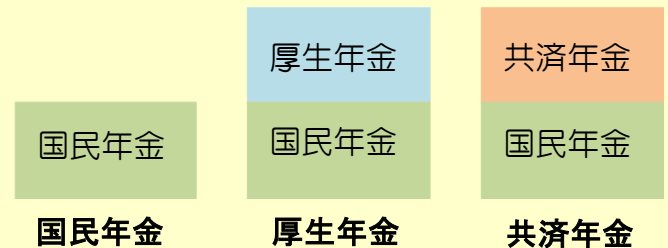
厚生年金：厚生年金保険の適用を受ける会社に勤務する者

共済年金：公務員・私立学校教職員など各共済組合の組合員

厚生・共済各制度が、国民年金制度に基礎年金拠出金を交付するため、厚生年金・共済年金に加入している人は自動的に国民年金に加入することになります。そのため、国民年金からは基礎年金が支給され、上乘せ分として報酬比例部分の年金が厚生年金や共済年金から支給されます。

このように公的年金制度は国民年金を基礎にした2階建ての構造になっています。

また、全ての国民が国民年金に加入することで国民皆年金を実現しているのです。



### 国民年金被保険者の分類

年金事業を運営する者を保険者といい、その年金に加入している者を被保険者といいます。

国民年金保険制度における保険者(設置主体)は政府ですが、被保険者は職業によって国民年金第1号被保険者から第3号被保険者まで分類されます。

第1号被保険者：20歳～60歳未満で、第2号及び第3号被保険者以外の者(例：自営業者、学生、無職)

第2号被保険者：厚生年金保険の適用を受けた事業所に勤務する者  
共済組合の組合員(例：会社員、公務員)

第3号被保険者：第2号被保険者の配偶者であって20歳～60歳未満の者(例：会社員の妻)  
但し、年収が130万円以上で健康保険被扶養者でない人は第1号被保険者となります。

### 給付の種類

年金の給付の種類は主に、共通して以下の3つになります。

- ①高齢者が受け取る年金(老齢年金)
- ②障害者が受け取る年金(障害年金)
- ③遺族の方が受け取る年金(遺族年金)

☆障害年金については次号でご案内します。